

～令和5年度事業分～

共同募金の配分申請受付のお知らせ



～前橋市内の民間福祉事業を支援します～

「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。

この共同募金は、市民のみなさまの貴重な浄財が財源です。

共同募金の配分を希望する法人・団体は、

令和4年6月30日(木)までに、

所定の申請書を前橋市支会へご提出ください。

申請のご相談も随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

(第2回は10月1日からを予定しています)

事業経費配分

【配分対象法人・団体】

地域共生社会の実現に向けて活動する特定非営利活動法人、一般社団法人、任意団体（法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体）、その他本会が必要と認める法人・団体

※ただし前橋市内に活動拠点を有し、主に前橋市内で活動するもの

【配分対象事業】

- ・公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・施設の機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- ・地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

【配分上限額】

50万円（対象経費の75%以下、千円未満切捨）で、1申請で3事業まで申請可能

【対象外経費】

- ・申請者の組織や管理運営に係る経費
- ・備品購入対象経費の2分の1以内

運営費配分

【配分対象法人・団体】

地域共生社会の実現に向けて活動する特定非営利活動法人、一般社団法人、任意団体、その他本会が必要と認める法人・団体
※ただし前橋市内に活動拠点を有し、主に前橋市内で活動するもの

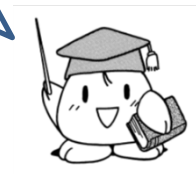
【配分上限額】

5万円（千円単位）

【対象外経費】

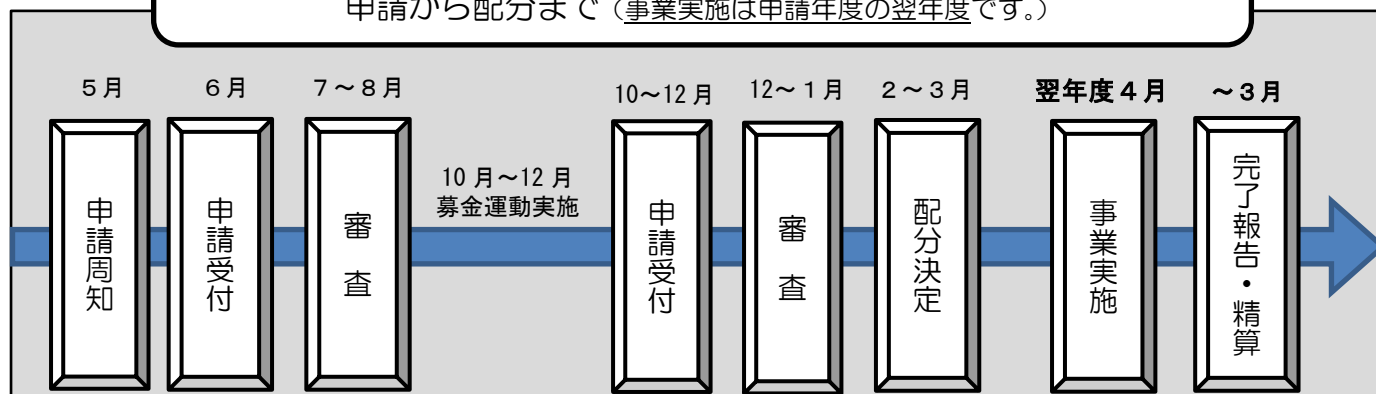
- ・他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費

- ・原則として、同一申請法人・団体が同一年度に事業経費配分及び運営費配分の申請書を提出できません
- ・県共募の広域配分と同一年度に、同一事業では申請できません
- ・但し、「使いみちを選べる募金」を除く。



裏面もご確認ください

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



※申請受付後、ヒアリング調査及び現地調査を行い、運営委員会で審査します

★配分対象事業の例示★

- ・ペアレントトレーニングを家庭教育に活かすための講座開催費用
- ・介護準備期サポート事業費用
- ・慰問活動のための音響機器購入費用
- ・子ども食堂活動費用
- ・高次脳機能障害者と家族への支援活動費用
- ・ひとり親家庭(母子)の子どものための無料学習会開催費用
- ・DV被害者支援のための連続講座開催費用
- ・買い物弱者支援事業費用
- ・不登校、ひきこもりの児童、若者のための居場所づくり事業費用
- ・感染症予防講座開催費用
- ・まちなか健康体操サロン開催費用
- ・子どもとママの居場所づくり支援事業

申請受付期間：

1回目：令和4年6月1日（水）

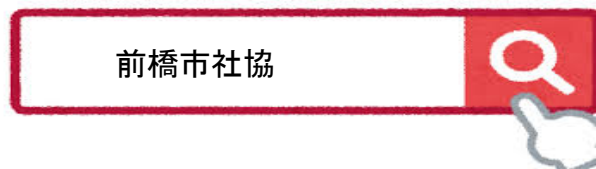
～6月30日（木）締切

2回目：令和4年10月1日（土）

～12月15日（木）締切

（いずれも締切日必着、郵送不可）

★申請書等のダウンロードは



前橋市社協

で検索を



この配分では、地域福祉活動計画に沿った事業など、前橋市域内全体を見渡しながらニーズに応じて実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。



申請受付・お問合せ先；群馬県共同募金会前橋市支会
（前橋市社会福祉協議会ボランティアセンター内）

〒371-0017 前橋市日吉町二丁目17-10

TEL 027-232-3848 FAX 027-231-6111

メール m-vc2323848@mae-shakyo.or.jp